共通一第5号様式 見積参加者選考調書 (特定随意契約用)

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達 件名 令和3年度 札幌まなびのサポート事業委託業務 発注 課 保健福祉局総務部保護自立支援課 選定事業者 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 本業務は、生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生に対して学習習慣を身にけさせ、基礎学力の向上を図ることにより高校進学を達成させるとともに、中学生が自感情や自己肯定感を持てるような居場所を提供することを目的とした事業であり、参加が高校へ進学した後も、定期的に連絡を取り、継続した支援を行うことを業務委託仕材に定めている。 当該法人は、昭和55年の創立以降、40年以上にわたり青少年の健全育成と社会参加を行ってきた実績がある。 特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない中にあっては、十分な感染止対策を行いつつ、学習支援と居場所の提供をする必要があるが、当該法人は令和2年	
選定事業者 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 本業務は、生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生に対して学習習慣を身にけさせ、基礎学力の向上を図ることにより高校進学を達成させるとともに、中学生が自感情や自己肯定感を持てるような居場所を提供することを目的とした事業であり、参加が高校へ進学した後も、定期的に連絡を取り、継続した支援を行うことを業務委託仕様に定めている。 当該法人は、昭和55年の創立以降、40年以上にわたり青少年の健全育成と社会参加を行ってきた実績がある。 特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない中にあっては、十分な感染	う和3年度 札幌まなびのサポート事業委託業務
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 本業務は、生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生に対して学習習慣を身にけさせ、基礎学力の向上を図ることにより高校進学を達成させるとともに、中学生が自感情や自己肯定感を持てるような居場所を提供することを目的とした事業であり、参加が高校へ進学した後も、定期的に連絡を取り、継続した支援を行うことを業務委託仕様に定めている。 当該法人は、昭和55年の創立以降、40年以上にわたり青少年の健全育成と社会参加を行ってきた実績がある。 特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない中にあっては、十分な感染	R健福祉局総務部保護自立支援課
本業務は、生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生に対して学習習慣を身にけさせ、基礎学力の向上を図ることにより高校進学を達成させるとともに、中学生が自感情や自己肯定感を持てるような居場所を提供することを目的とした事業であり、参加が高校へ進学した後も、定期的に連絡を取り、継続した支援を行うことを業務委託仕様に定めている。 当該法人は、昭和55年の創立以降、40年以上にわたり青少年の健全育成と社会参加を行ってきた実績がある。 特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない中にあっては、十分な感染	会益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
の受託者であり、同感染症の感染防止対策を講じた開催実績がある。市内の児童会館と者活動センターの指定管理を受託している当該法人であれば、令和3年度も同じ会場て続して業務を行うことが可能であることから、会場変更に伴い発生する感染リスクを抑ることができる。 また、事業の参加者及びその保護者にとっては、感染拡大がなかなか収まらない中不を抱えながら参加することになるが、感染防止対策の実績のある当該法人が引き続き受することで、安心して事業参加を継続することができる。 以上のことから、当該法人は、事業の目的を達成するために必要な専門技術やノウバに優れ、豊富な経験等を有しており、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、本業務を履行できる唯一の法人である。	活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生に対して学習習慣を身に着力の向上を図ることにより高校進学を達成させるとともに、中学生が自尊感を持てるような居場所を提供することを目的とした事業であり、参加者た後も、定期的に連絡を取り、継続した支援を行うことを業務委託仕様書昭和55年の創立以降、40年以上にわたり青少年の健全育成と社会参加をがある。ロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない中にあっては、十分な感染防の、学習支援と居場所の提供をする必要があるが、当該法人は令和2年度、同感染症の感染防止対策を講じた開催実績がある。市内の児童会館と若の指定管理を受託している当該法人であれば、令和3年度も同じ会場で継づことが可能であることから、会場変更に伴い発生する感染リスクを抑えることが可能であることから、会場変更に伴い発生する感染リスクを抑えることが可能であることから、会場変更に伴い発生する感染リスクを抑えるからであることができる。
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(予定価格100万円超の場合に記入) 根拠法令	也方自治法施行令第167条の2第1項第2号(予定価格100万円超の場合に記入)

決定日	令和3年2月9日
-----	----------